

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定イ-②'について

本様式は、指定業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用できます。

《認定基準》

- 1 申請する中小企業が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が春日部市であること。
- 2 経済産業大臣の指定を受けた不況業種（※）であること。
- 3 以下の要件のいずれも満たすこと。
 - ①指定業種のうち、主たる業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
 - ②企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
※建設業にあっては、完成工事高又は受注残高を「売上高等」とすることができる。

平成26年4月1日より、「経済産業大臣が指定する不況業種」は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）の細分類での判定に変更されています。なお、令和2年新型コロナウイルス感染症に係る認定申請においては、令和2年5月1日から中分類での判定を行います。

申請の際は必ずご自身が営んでいる主たる業種が指定業種であるか、よくご確認のうえ、ご来庁ください。営んでいる事業が属する業種に指定業種が無い場合、認定申請はできません。

また、企業全体の売上高等を算出する場合には営んでいる全ての事業の売上高等が対象となります。「非指定業種」や、「信用保険対象外業種」等も算入の対象となります。

指定業種の確認方法

- ① 日本標準産業分類（平成25年10月改定版）のURL
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000022.html
- ② 中小企業庁（セーフティネット保証制度（5号:業況の悪化している業種（全国的））のホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

中小企業信用保険法第2条第5項第5号による 認定申請書イ-②'の必要書類について

	書類名	提出部数
①	中小企業信用保険法第2条第5項第5号による認定申請書イ-②' ※実印を押印すること	1部
②	様式イ-②'の添付書類(別添)	1部
③	指定業種のうち、主たる業種であることを疎明できる書類等(例:取り扱っている商品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)	1部
④	<p>指定業種のうち、主たる業種及び、企業全体の最近3ヵ月の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ※主たる業種の売上げを区別できること</p> <p>●売上台帳(写し) ※日別の売上高を計上して集計してあるもの。または取引日・相手先・取引金額が明記されているものに限る。</p> <p>●試算表(写し) ※決算する内容に相違なく、月別経費等まで計上されているもの。月別売上高のみを抜粋したものは不可。</p>	各1部
⑤	<p>指定業種のうち主たる業種及び、企業全体の上記に対応する前年3ヵ月の売上の確認できる書類(次のいずれかを提出) ※主たる業種の売上げを区別できること</p> <p>●売上台帳(写し)</p> <p>●月別損益決算書(写し)又は試算表(写し)</p> <p>●(個人事業者の場合)青色申告決算書または収支内訳書(写し)</p>	各1部
⑥	<p>法人: 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明)の写し ※現状を反映し、最近3ヵ月以内のもの</p>	1部
	<p>個人: 確定申告書(写し) ※直近のもの</p>	1部

留意事項:

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- ② 提出された必要書類は返却しません。
- ③ 申請時に、実印が必要になる場合があります。